

○那須町広報モニター設置要綱

(平成 13 年 6 月 1 日告示第 71 号)

改正平成 18 年 5 月 10 日告示第 42 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、那須町広報モニター（以下「広報モニター」という。）から、那須町広報紙（以下「広報紙」という。）に対する意見、提案、評価等を聴き、広報紙に反映させることにより、広報紙の充実を図ることを目的とする。

(資格)

第 2 条 広報モニターの資格は、町内に住所を有する満 20 歳以上の者とする。

(定数)

第 3 条 広報モニターの定数は、5 人以内とする。

(選考)

第 4 条 広報モニターは、地区、性別及び年齢構成別を考慮のうえ選考する。

(委嘱)

第 5 条 広報モニターは、広報紙を通して公募し、町長が委嘱する。

(委嘱期間)

第 6 条 委嘱期間は、委嘱の日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(委嘱の取消し)

第 7 条 町長は、広報モニターが次に掲げる事由の一つに該当したときは、その委嘱を取り消すことができる。

- (1) 町外に転出したとき
- (2) 辞退の申し出があったとき
- (3) 病気、長期の出張や旅行等により職務遂行ができなくなったとき

(職務)

第 8 条 広報モニターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 町民の身近な活動や情報の提供を行うこと。
- (2) 広報モニターの目的を達成するために依頼された事項に協力すること。

(連絡会議)

第 9 条 町長は、広報モニターとの連絡調整を図るため、必要に応じ那須町広報モニター連絡会議を開催することができる。

(庶務)

第 10 条 広報モニターに関する庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18 年 5 月 10 日告示第 42 号)

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。